

香芝・王寺環境施設組合
循環型社会形成推進地域計画

特記仕様書

令和4年8月

香芝・王寺環境施設組合

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1. 業務の目的

香芝・王寺環境施設組合（以下、「組合」という。）は現施設の老朽化に伴い令和6年度完成に向けて新施設である一般廃物処理施設整備工事を進めている。また、新施設完成後は引き続き現施設の解体工事及びストックヤード等の跡地整備を行う計画である。平成28年3月策定の第2期香芝・王寺環境施設組合循環型社会形成推進地域計画は令和4年度で計画期間が終了するため、循環型社会形成推進交付金制度に基づき第3期香芝・王寺環境施設組合循環型社会形成推進地域計画（以下、「地域計画」という。）を策定することを目的とする。

2. 委託業務名

第3期香芝・王寺環境施設組合循環型社会形成推進地域計画策定業務

3. 業務場所

奈良県香芝市及び王寺町全域

4. 履行期限

契約締結の日から令和5年3月28日までとする。ただし地域計画の策定業務については令和4年10月30日までに素案を作成すること。

5. 施設の概要

現在、組合で整備しているごみ処理施設の概要は以下のとおりである。

施設名称	項目	概要
美濃園	完成予定年月日	令和6年8月
	所在地	奈良県香芝市尼寺615番地
	焼却方式	ストーカ式
	処理能力	熱回収施設 120トン/日(60トン/日×2炉) リサイクルセンター 10トン/5h

6. 業務内容

「第2章 業務内容」に記載する内容とする。

なお本業務の受託者は、本仕様書に明記のなき事項であっても必要なものについては、本組合と協議して実施するものとする。

第2節 一般事項

1. 適用範囲

本仕様書は、「第3期香芝・王寺環境施設組合循環型社会形成推進地域計画策定業務」に適用する。

2. 受託者の義務

受託者は、契約の履行に当たって業務委託の意図及び目的を十分に理解したうえで、目的遂行のために最高の技術を発揮しなければならない。

3. 主任（管理）技術者、照査技術者並びに担当技術者

(1) 受託者は業務における主任（管理）技術者、照査技術者並びに担当技術者を定め、届け出るものとする。

(2) 主任（管理）技術者は、業務を行う上で、技術上の管理を行うために必要な能力及び経験を有する技術者（技術士：衛生工学-廃棄物管理の資格保有者かつ地域計画の担当経験者）でなければならない。

(3) 照査技術者は、業務を行う上で、照査を行うために必要な能力及び経験を有する技術者（技術士：衛生工学-廃棄物管理の資格保有者）でなければならない。

(4) 担当技術者は、業務を行う上で、実務経験3年以上の同種業務の経験を有し、かつ技術士補（衛生工学部門）の資格を有する者を選任すること。

なお、管理技術者と照査技術者を兼務することはできない。

4. 提出書類

(1) 受託者は契約後、関係書類を遅滞なく提出しなければならない。

(2) 受託者は契約後、速やかに業務計画を提出しなければならない。

5. 打合せ議事録

(1) 業務の実施にあたって、適正な計画を円滑に遂行するため、常に密接な連絡を取り、その連絡事項をその都度記録し、相互に確認するものとする。

(2) 指示、承諾及び協議は原則として、書面により、これを行うものとする。

(3) 主任（管理）技術者は、組合との協議に必ず出席すること。

6. 資料等の貸与及び返還

(1) 本業務に関し、組合が所有する関係資料等は、所定の手続きを経て、貸与するものとする。

(2) 貸与された関係資料は業務完了後、ただちに返却するものとする。

7. 成果品の提出

業務が完了した時点で、成果品を業務完了報告書とともに提出し、完了検査を受けるものとする。

8. 手直し

業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行うものとし、これに要した費用は、受託者の負担とする。

9. 業務内容の変更等

組合の都合により本委託業務の内容の一部を変更することができるものとする。また、委託業務に変更が生じた場合は、委託料及び業務期間について、両者間で別途協議して決定するものとする。

10. 関係法令等の遵守

受託者は業務を実施するにあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則及びその他関係する法令、基準、通達及び指針等を遵守すること。

11. 機密保持

受託者は業務の遂行上知り得た内容を、第三者に漏らしてはならない。

12. 疑義

受託者は業務の実施中に疑義を生じた場合は、組合と協議の上決定し、後日の業務に支障が生じないようにしなければならない。

13. 再委託の禁止

受託者は、業務の履行するにあたり、業務の全般または、その一部を再委託してはならない。

14. 成果品

- ①循環型社会形成推進地域計画書 10部
- ②電子媒体 1部
- ③その他指示する書類 1式

第2章

第1節 循環型社会形成推進地域計画策定業務

「循環型社会形成推進交付金制度」に伴い、廃棄物の3R(リデュース・リユース・リサイクル)、広域的かつ総合的な廃棄物処理、リサイクル施設の整備等を推進することを目的に、循環目標、目標達成のための施策及びその所要額等を立案し、循環型社会形成推進地域計画

を策定すること。また、策定にあたっては組合が平成28年3月に策定した「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づいて策定すること。

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的事項

下記項目に基づき、組合に見合った循環型社会形成推進の基本方針について記載すること。

- ①対象区域
- ②計画期間（令和5年度～令和10年度）
- ③基本的な方向

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

組合における一般廃棄物等の処理の現状及び目標等について整理しフローチャート及びグラフ等を用いて図示すること。

- ①一般廃棄物等の処理状況
- ②一般廃棄物等の処理目標

3. 施設の内容

組合における一般廃棄物等の処理に関する施策について、現状と今後の内容を具体的にまとめること。

(1) 発生抑制、再使用の推進

有料化、環境教育、普及啓発、マイバック運動、レジ袋対策、簡易包装などの施策について記載すること。

(2) 処理体制

家庭系及び事業系ごみの処理体制について、分別区分、収集・運搬・処分方法、各種リサイクル法への対応策等について記載すること。

(3) 処理施設の整備

組合の施策において、下記に該当する整備予定施設を抽出すること。また、図表を用いてその事業名・処理能力・設置予定地・事業期間・整備目的・概算事業費・財源計画・事業整備スケジュールを記載すること。

- ①再生利用推進施設
- ②熱回収等の施設
- ③最終処分地施設
- ④収取・運搬業務

(4) 施設整備に関する計画支援事業

施設整備に必要となる、計画・測量・設計・周辺環境調査等について、その内容及び実施予定年度等を明記すること。

(5) その他の施策

循環型社会形成を推進するうえでの施策について記載すること。

- ①施設整備、処理体制に直接関係しない施策
- ②NPO・地域体制との協働等について

③不法投棄対策

④災害時の廃棄物処理

4. 計画フォローアップと事後評価

本計画における進捗状況の把握、事後評価、計画の見直し等の方策について記載すること。

5. 循環型社会形成推進地域計画添付書類の作成

地域計画に必要となる様式、添付資料等を取りまとめ、作成すること。